

知多半田駅前泉線道路空間活用実証実験業務委託仕様書

1. 委託業務名

知多半田駅前泉線道路空間活用実証実験業務委託

2. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 業務対象エリアの範囲

本業務の対象エリアは、半田市中心市街地活性化基本計画に記載の知多半田エリアとする。

4. 目的

本業務は、本市における中心市街地活性化を推進するため、令和9～10年度に実施予定の知多半田駅前広場改修に向けて、これまでの駅前の状況を踏まえつつ、新たに都市計画道路泉線の歩道空間を活用し滞在性を高めることで、これまでとの人の滞留の変化の比較検討や効果を検証し、その結果を知多半田駅前広場改修工事や将来の泉線の活用に反映することを目的として実施するもの。

5. 委託業務内容

(1) 回遊イベントの開催支援

実証実験期間中（ストリートファニチャー設置期間中）に1～2日程度、泉線および隣接する駅前広場を活用し、商店街等の地域と連携して、既存のイベントと合わせて参加者に泉線を通じた回遊促進を実施するとともに、滞留・回遊効果の検証を行う。

(2) 回遊性向上に向けたプログラムの企画実施

実証実験期間中に来街者に泉線を通じて市街地を歩いてもらうプログラムの企画・実施を行う。プログラムを通じて、回遊における課題や魅力の整理を行うとともに、人の滞留や回遊状況の検証を行う。

(3) ストリートファニチャーの設計

これまでの駅前での人の滞留状況等を踏まえつつ、より滞留効果が高まるようなストリートファニチャーの設計及び市道泉線の歩道上への設置場所の検討を行う。設計するストリートファニチャーは人が複数人座れるベンチを中心とした機能を持たせるほか、以下の要件を満たすものとする。

【ストリートファニチャーの要件】

- ・歩道上に設置した時に通行の支障がない構造とすること
- ・通常1年以上は使用に耐えられる構造、素材とすること（故意の破損を除く）
- ・自重のみで安定する構造（道路占用許可を得られるもの）とし、路面への固定を伴わないこと

（４）ストリートファニチャーの制作・設置

設計したストリートファニチャーを制作し、実証実験期間中に施工・設置を行う。実証実験終了後の取扱いについては、発注者と協議を行い、方針を定める。

（５）ストリートファニチャーの管理

設置期間中の維持管理及び事故や破損時の対応体制について検討を行い、発注者と協議のうえで管理及び体制構築を行う。

（６）関係機関協議

実証実験の実現を行うため、道路管理者及び交通管理者との協議のための必要な書類の作成（道路占用許可及び道路使用許可）を行うこと。

（７）調査及び効果検証

実証実験の効果を検証するため、以下の調査を行うこと。

なお、具体的な内容については、受注者の提案に基づき、発注者との協議のうえで決定を行うこと。

- ・歩行者を対象としたアンケート調査
- ・ストリートファニチャーの利用者調査

得られたデータをもとに実証実験の効果を検証する。

（８）打合せ協議

業務の実施においては、業務着手時、中間（2回程度）、納品時の計4回程度の打合せ協議を実施すること。

6. 成果品

本業務の成果品は以下の通りとし、成果品は全て発注者の所有とし、発注者の承認を受けずに他に公表、貸与及び使用等してはならない。

なお、納期は双方で協議のうえ決定する。

- （１）業務全体報告書 1 式（データ）
- （２）本業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料・報告書 1 式（データ）
- （３）その他発注者が必要と認めたもの 1 式（データ）

7. 受注者の義務

受注者は、本業務の履行にあたり、業務の目的を十分に理解した上で、本仕様書を遵守し、業務を遂行しなければならない。

なお、本仕様書に記載されていない事項の取扱いについては、双方協議により決定するものとする。

8. 検査

受注者は、成果品の引渡にあつては期限を遵守し、かつ市の検査を受けなければならない。また、訂正を指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。

また、成果品の引渡し後において、受注者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は、受注者の責任において所要の訂正又は修正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受注者の負担とする。

9. 著作権に関する事項

- (1) 本業務において制作された成果物に係る著作権は、市に帰属するものとする。
- (2) 本業務の履行にあつては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (3) 本業務の履行にあつて生じる権利関係及び第三者の著作権に関する利用承諾の処理等については、受託者の負担において一切を行うものとし、本業務の履行中及び完了後において、市にいかなる費用も発生しないようにすること。
- (4) 著作権、肖像権等に関する問題が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、市はその責任を負わないものとする。

10. 秘密の厳守

本業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、または本業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了、または委託契約が解除された後においても同様とする。

11. 準拠法令等

本業務は、本仕様書によるほか次に掲げる関係法令・計画等に配慮し実施するものとする。

- (1) 道路法
- (2) 道路交通法
- (3) 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- (4) 道路の移動等円滑化に関するガイドライン（国土交通省）

- (5) 人にやさしい街づくりの推進に関する条例・規則（愛知県）
 - (6) 半田市地域公共交通計画（半田市）
 - (7) ストリートデザインガイドライン（国土交通省）
 - (8) 半田市中心市街地活性化コンセプトブック（半田市）
 - (9) みんなで描いた夢の未来図 半田運河エリア（半田市）
 - (10) 半田市中心市街地活性化推進方針（半田市）
 - (11) 半田市中心市街地活性化基本計画（半田市）
 - (12) その他半田市の各種計画等（半田市総合計画、半田市都市計画マスタープラン等）
 - (13) その他関係法令・通達等
- この他、市が関連している中心市街地におけるハード整備事業とも調整・連携を図るものとする。

13. その他

- (1) 市が保有する図書資料等のうち、本業務に必要なものは承諾を受けたうえで借りるものとする。
- (2) 市と随時調整を図りながら、業務を進めること。
- (3) 受託者が業務実施のため前払金を受けようとするときは、地方自治法施行令第163条に基づき、契約金額の前払を請求することができる。なお、前払請求可能な額は契約金額の8割までとする。

14. 担当部署（納品先）

半田市市民経済部商工企業立地課

住 所：〒475-8666 半田市東洋町二丁目1番地

電 話：0569-84-0634 F A X：0569-25-3255

電子メール：shoko@city.handa.lg.jp